

○伊予市学校適正規模・適正配置等審議会条例

令和8年3月19日条例第1号

伊予市学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、伊予市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 伊予市立小学校及び伊予市立中学校（以下「学校」という。）の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、伊予市教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから伊予市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校の児童又は生徒の保護者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊予市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又はその者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、伊予市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、伊予市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。